

マツクライムシの被害に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十年十月六日

参議院議長 河野謙三殿

野末陳平

## マツクイムシの被害に関する質問主意書

最近、関西地方を中心に西日本各地でマツクイムシによる樹木の被害が甚大である。マツクイムシによる被害の激増は、わが国の貴重な森林資源の保護ならびに環境保全の立場からも看過できない問題であると思われる。よつて、ここに政府のこの問題に関する施策の有無を明らかにするよう求めるものである。

一、政府はマツクイムシによる被害の実情をどの程度、把握しているものか。各都道府県ごとの被害の実態を明らかにされたい。

二、現在、行われているマツクイムシの駆除に関する対策、これからの施策の有無、その具体的な内容。

右質問する。